(2)　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるもの

(1)　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾留状に代わるものの謄本

(2)　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

二　法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの提供があつたとき　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

ロ　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

三　法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの提供があつたとき　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

ロ　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

（勾引状、勾留状の謄本等の弁護人への提供の請求等）

第七十四条の二　勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人又はその弁護人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものの弁護人への提供を請求することができる。

一　勾引状又は勾留状が書面である場合　勾引状又は勾留状の謄本

二　勾引状又は勾留状が電磁的記録である場合　勾引状又は勾留状に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾引状又は勾留状に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

2　前項の規定による請求があつた場合には、次項各号に掲げるときを除き、弁護人に対し、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを提供するものとする。この場合において、法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による措置がとられたとき又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による措置がとられたとき（第一号の個人特定事項に

二　法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

［新設］

三　法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

［新設］

（勾引状、勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等）

第七十四条の二　勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人又はその弁護人は、その謄本の弁護人への交付を請求することができる。

［新設］

2　前項の規定による請求があつた場合には、次項各号に掲げるときを除き、弁護人に対し、勾引状又は勾留状の謄本を交付するものとする。この場合において、法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による起訴状の謄本の提出があつたとき又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつたとき（第一号の個人特定事